

# 寺院規則の変更を申請するには

寺院規則の記載内容に変更が生じたときには、**寺院規則の変更**をしなければなりません。

寺院規則を変更しなければならない場合として下記の例があげられます。

○寺院の移転により、事務所の所在地が変更される場合

○駐車場・不動産貸付業・霊園など事業を行う場合

○責任役員・総代の定数を変更される場合

## 注意事項

- (1) 責任役員会議事録および総代同意書に使用する印鑑は、四種登録で登録されているものです。**四種登録に変更が生じている場合は、まず四種登録を完備してください。**
- (2) 責任役員・総代の定数を変更する場合は、今回添付書類として提出していただく責任役員会議事録・総代同意書は変更前の旧定数で作成してください。
- (3) 事業の場合、新たに章を起こすこととなります。条文については各都道府県で指導が異なりますので、条文作成のときは各都道府県庁および宗務庁と相談し作成してください。

## 添付書類

- (1) 責任役員会議事録 (2) 総代同意書 (3) その他関係書類

## 冥加料

5,000円

様式番号	28	申請書名	宗教法人規則全文変更承認申請書
	29		宗教法人規則一部変更承認申請書
	30		宗教法人規則変更認証届
	31		宗教法人規則変更登記完了届

## お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105